



>116<

1. 金融円滑化法の誕生

昨年12月4日、政権交代間もない民主党政権の目玉として「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」がスタートしました。

これは、リーマンショック以降の不況にあえぐ中小零細企業を救うべく、金融機関に対する支払いの軽減などをしやすくした措置であるといえます。臨時措置であるゆえに、この法律には期限が設けられており、2011(平成23)年3月31日がその期限です。

円滑化法利用しても新規融資可能

2. 金融円滑化法Q&A

本法の前身については金融庁のHPなどに詳しく載っていますのでここでは詳述は避けませんが、皆さまからよく受ける質問とその回答を以下にまとめてみたいと思います。

①金融円滑化法の利用を申し込むと新規融資が出なくなるのでは？

金融円滑化法の施行と同時に金融検査マニュアルが改定されています。その結果、円滑化法を利用した事のみをもって債務者格付を落とされる事はなくなりましたので、依然として新規融資を受けることは可能です。

もちろん、会社の生むキャッシュが少なく、完済までに20年や30年もかかるような利益しか出せないようであれば新規融資を受けることは困難ですが、これは円滑化法とは別の問題です。(NPO法人 西日本事業支援機構 小西吾郎、電話077-526-6900)

生支援センターだより

NPO関西事業再

大阪の
中小企業を
元気に!

>117<

②従来のリスク(返済金額の軽減)との違いは何ですか?

いくつもありますがわれわれ借りに直接関係する違いは次の二点です。

①「貸付条件の変更」の申し出を承諾してもらいやすくなった

金融円滑化法では、金融機関が返済猶予の申し出などに応じることを金融機関の努力義務としています。当初は義務化する方針であったのですが、金融界の猛反対を受けて修正されたものです。しかしながら努力義務ではあっても、承諾した件数や

金融円滑化法の活用について

断った件数を金融庁に報告する義務が課せられましたし、「そんな申し込みをすると新規融資が出なくなりそうですよ」「保証人に迷惑が掛かりますよ」などと金融機関側が言えれば、その対応を不適切だとして金融庁に通告するホットラインまで設けられています。

従って、従来のリスク時の対応、つまり「さんざん」に「何をしに来たのか? 迷惑な話も甚だしい」という対応とは打って変わり、腫れ物に触るようにお客さま扱いをする金融機関が急増しているようです。

申し出に応じて中小企業の再建を支援する」というのが本法案の趣旨ですので、従来のリスクの申し込みとは違って、承諾してもらえる可能性はずっと高くなりました。

(NPO法人 西日本事業支援機構 小西吾郎、電話077-526-6900)

再生支援センターだより

NPO関西事業再

大阪の
中小企業を
元気に!

>118<

②「貸付条件の変更」の申し出時には事業計画の提出は不要

従来ですと、リスクの申し込みに行こうものなら「再建計画を出せ」「保証人を追加しろ」「金利を上げる」などと大変でしたが、円滑化法の申し込みには再建計画の提出は不要となりました。金融検査マニュアルが改定された結果「最長10年以内に経営改善計画などを策定できる見込みがあれば不良債権とはしない」となっていますので、まずは減額をしてもらってから、ゆっくりと再建計画を検討する事が可能となりました。

金融円滑化法の活用について(3)

3・金融円滑化法の背景、中小企業を守るためではない!①

2009年3月期の金融機関の決算を見ると、大幅な黒字転換を果たしたところが続出しました。景気が回復したわけでもないのに「なぜ銀行だけがそんなにうまくしているのか?」と不思議に思われた方も多いのではないのでしょうか。好決算の理由は金融検査マニュアルの中身を改訂したためで、具体的には中小企業に対する査定基準を緩和したことにあります。

今後5年間で実現できる可能性が高い再建計画があれば不良債権と見なされてもよい ↓ 引き当て不要 ↓ 利益が増えるという図式です。ところが改定から時間が経過し、こういった計画の実現性に黄信号や赤信号がともり始めました。

(NPO法人 西日本事業支援機構 小西吾郎、電話077-5226-9000)

NPO関西事業再生

支援センターだより

大阪の
中小企業を
元気に!

>119<

② 昨年9月24日・25日に米国で「ピッツバーグ・サミット」が開催されました。政権交代の狭間で日本からは金融担当大臣が出席できなかったようですが、この会議で「金融機関のBIS規制」を厳しくすることが決まりました。一昨年に発生したリーマンショックの反省を受けたものです。

BIS規制とは、国際業務を行う金融機関に求められている総資産に占める自己資本の割合のことで、現行の8%が12%に引き上げられました。算式で表すと、「総資産」分の「自己資本(利益+普通株式)」に100を掛け

金融円滑化法の活用について(4)

たものとなります。分母の総資産には、貸付金が入ります。なぜ金融機関が貸し渋りをするかというと、貸せば貸すほど分母が増える。BIS規制の基準が達成できなくなるからです。同じ貸付金でも、住宅ローンの場合は貸付額面の35%で分母に入れてもよいというルールがあります。住宅ローンなら、BIS規制の割合をそれほど悪化させずに済みます。全国の金融機関が住宅ローンに力を入れるのは、こういう理由があるからです。

今年に入って東京三菱UFJやSMBCが相次いで約1兆円の普通株式を発行したのは、ピッツバーグ・サミットでの決定を受けてBIS規制の分子を厚くしようとしたからです。分子が厚くないと企業向けの貸し付けができなくなってしまうからです。

(NPO法人 西日本事業支援機構
小西吾郎、電話077-526-6000)

生支援センターだより

NPO関西事業再

大阪の
中小企業を
元気に！
>120<

③ 普通株式を発行しても引き受け先が集まる優良メガバンクは良いとしても、その他の金融機関はどうでしょうか？

中小企業が破綻すれば引当を取っていないので一気に利益を圧迫する↓決算が悪化↓そんな銀行の株式を買う人はいない↓分子は薄いまま↓企業向け融資ができない↓ますます決算が悪くなる↓BIS規制を達成できない↓破綻という図式になる事は明らかでしょう。円滑化法は、弱小金融機関の破綻を回避するために制定されたというのが本当のところですよ。

4・金融円滑化法の活用

金融円滑化法の活用について(5)

今回のBIS規制の見直しで、一部を除き積極的に融資ができる金融機関はなくなったといえます。融資ができたとしてもその審査は大変厳しいものになるでしょう。

国が今、金融機関に報告義務まで課して円滑化法を推進している真意は、「BIS規制の厳格化でやがてこの銀行もお金が貸せなくなりませう。政府も円滑化法を作っただけじゃ返済をストップできるようにしました。その間にせいぜいお金を蓄えてください。そして生き残り策を考えてください」ということなのです。

「月末の決済資金が…」などと目先だけをしのいでいては将来はありません。円滑化法を活用して資金繰りに追われる毎日から離れ「生き残り策」を考える時期であるのかもしれない。

(NPO法人 西日本事業支援機構
小西吾郎、電話077-526-6900)